

第29回川西町農業委員会総会

と き：令和元年6月25日 午後1時～

ところ：川西町中央公民館 403号室

報 告

報告第 46 号 非農地証明の結果報告について

議 事

議第 163 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第 164 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について (所有権の移転)

議第 165 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について (賃貸借権の設定)

議第 166 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について (所有権の移転)

議第 167 号 農用地利用集積計画に対する決定について

議第 168 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに
平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

議第 169 号 農地の権利取得後における下限面積基準の設定について

議第 170 号 川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

報告第 46 号

○ 非農地証明の結果報告について

別紙のとおり

○



非農地証明願

令和 年 月 日
平成

川西町農業委員会会長

願人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

下記の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明願います。

記

1 土地の表示

大字	字	地番	地目	面積	所有者名	備考
上小松	平谷地	5095-135	畑	1401	[Redacted]	
上小松	平谷地	5095-153	畑	1285	[Redacted]	

2 非農地となった時期及び事由

(1) 農地法の届出又は許可を受けている場合 (農地法 4、5 条、転用制限例外等)

ア. 許可等の年月日
平成 年 月 日付 第 号

イ. 許可等の種類
農地法第 4 条 届出 許可 農地法第 5 条 届出 許可

ウ. 許可等の内容

譲受人	住所	氏名
譲受人	住所	氏名





許可の目的	建築物等の名称	棟数	面積	備考

(2) その他の場合

時期	平成 5 年ごろ	現況	原野
事由	平成 5 年頃から畑として使用しておらず、一部の雑木が大きくなって原野化してきている		

調査員の意見 令和 (平成) 年 1.6.17 (日)

現地調査の結果上記のとおり相違ありません。

農業委員 氏名 鈴木秀男  氏名 内谷新悟 
 氏名 後藤満良  氏名 淀野拓也 
 氏名

上記の土地は、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明する。

令和 年 1.6.17 日
平成

川西町農業委員会会長 大沼藤 

(添付書類) ※申請書 2 部提出、添付資料 1 部提出

- 1 土地の所在を示す案内図、見取図及び当該地の登記事項証明書、宇限図
- 2 農地法の許可等を受けている場合は、許可等の原本又は写し
- 3 その他、農地性を失ったことを証する資料 (20 年以上経過要件確認、建物の名奇帳など)
- 4 現況を確認できる写真



非農地証明願

令和 年 月 日

川西町農業委員会会長 登坂 賢治 殿

住所 [Redacted]

願人

氏名 [Redacted]

下記の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明願います。

記

1 土地の表示

大字	字	地番	地目	面積	所有者名	備考
大塚	町十一	1500番1	畑	26	[Redacted]	

2 非農地となった時期及び事由

(1) 農地法の届出又は許可を受けている場合(農地法4、5条、転用制限例外等)

ア. 許可等の年月日

年 月 日付 第 号

イ. 許可等の種類

農地法第4条 届出 許可 農地法第5条 届出 許可

ウ. 許可等の内容

譲受人	住所	氏名
譲渡人	住所	氏名

許可の目的	建築物等の名称	棟数	面積	備考

(2) その他の場合

時期	現況	事由
昭和30年頃から	原野	畑から周辺同様な原野化して、現在に至る。

調査員の意見

(令和 年 1.6.17 日)

現地調査の結果上記のとおり相違ありません。

農業委員

氏名 鈴木秀男 (鈴木) 氏名 後藤満良 (後藤)

農業委員会事務局職員

氏名 内谷新悟 (内谷) 氏名 淀野拓也 (淀野)

上記の土地は、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明する。

令和 年 1.6.17 日

川西町農業委員会会長 大沼 藤



(添付書類) ※申請書2部提出、添付資料1部提出

- 1 土地の所在を示す案内図、見取図及び当該地の登記事項証明書、字限図
- 2 農地法の許可等を受けている場合は、許可書等の原本又は写し
- 3 その他、農地性を失ったことを証する資料(20年以上経過要件確認、建物の名寄帳など)
- 4 現況を確認できる写真

議第 167 号

農用地利用集積計画に対する決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

令和元年6月25日 提 出

川西町農業委員会会長 大沼藤一

令和 年 月 日 議 決

農用地利用集積計画 別紙のとおり

議第 168 号

農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価、並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け20経営第5791号、経営局長通知)に基づき、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したので審議を求める。

令和元年6月25日 提出

川西町農業委員会会長 大沼藤一

令和 年 月 日 議決

記

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

..... 別紙のとおり

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都 道 府 県 名 : 山形県
農 業 委 員 会 名 : 川西町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農業の概要

	単位:ha			
	田	畑	普通畑	牧草畑
耕地面積	4,460.0	490.0	490.0	
経営耕地面積	4,311.0	139.0	121.0	18.0
遊休農地面積	0.2	1.1	1.1	1.3
農地台帳面積	4,687.7	515.1	515.1	5,202.8

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,344
自給的農家数	266
販売農家数	1,078
主業農家数	286
準主業農家数	299
副業的農家数	493

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,641
女性	669
40代以下	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	332
基本構想水準到達者	83
認定新規就農者	9
農業参入法人	24
集落営農経営	28
特定農業団体	
集落営農組織	28

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 年 月 日

農業委員数	選挙委員		選任委員		合計
	定数	実数	農協推薦	土地改良推薦 議会推薦	
認定農業者	-				
女性	-				
40代以下	-				

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2年 3月 18日

農業委員数	農業委員	
	定数	実数
認定農業者	10	10
認定農業者に準ずる者	-	7
女性	-	2
40代以下	-	
中立委員	-	1

農地利用最適化推進委員	定数		実数		地区数
	定数	実数	定数	実数	
農地利用最適化推進委員	16	16	16	16	7

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	課題	4,950ha	3,226ha

高齢化が進む中、農地の移動は加速傾向にあるが、米政策の改革により担い手の減少が懸念される。団地化等農地の効率的利用を図るとともに経営改善に向けた取り組みが必要。

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
3,400ha	3,226ha	65ha	94.9%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理機構への集積の促進を図る。 8月、9月、11月、12月、2月集積に向けて取り組む。(農地中間管理事業)
活動実績	川西町人・農地プラン検討会の開催 第1回 9月28日(10地区プランの更新) 第2回 11月28日(2地区プランの更新) 第3回 1月29日(13地区プランの更新) 農地中間管理事業 10月集積 31件43.9ha 12月集積 5件4.8ha 2月集積 68件75.3ha

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地中間管理機構のスケジュールに沿った、適切な目標であった。
活動に対する評価	計画どおり実施し、効果的な担い手への集積に繋がった。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
		4経営体	3経営体
課題	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	12.7ha	25.6ha	17.1ha

権利移動を伴う農地の貸借、所有権移転は下限面積30a要件等を満たす必要があり、営農計画の充実が求められる。

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
3経営体	4経営体	133%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
10ha	17.1ha	171%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	通年:相談体制を充実させ、関係機関との連携を図り、新規参入に向け支援を行う。 随時:新規参入者に対する審査会を開催し、営農計画の実効性を審査していく。
活動実績	新規参入の審査会の開催 9月13日・2月14日・3月18日

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規参入の経営体は目標を達成した。面積は法人が設立されたため、大きく上回った
活動に対する評価	新規参入の審査会は、農業委員・農地利用最適化推進委員も参加して開催した。新規参入者の意識付けにもなった。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,950ha	1.3ha	0.03%
課 題	不在地主、未相続農地の取り扱い。遊休農地所有者等への指導の徹底。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況②/①×100
0.5ha	0ha	%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	31人	8月～9月	10月～12月
	調査方法	①農地利用最適化推進委員による担当地区内の遊休農地の調査・確認する。 ②①の調査内容を事務局で精査し、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに現地確認を行う。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:10月～12月		
	その他の活動			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		35人	8月	9月～10月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数:	7筆	調査数:	筆
	調査面積:	1.3ha	調査面積:	ha
	その他の活動			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消には至らなかった。
活動に対する評価	農地利用最適化推進委員の設置により、より詳細に調査することができた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,950ha	0ha
課 題	違反転用につながる不法投棄、目の届きにくい場所の監視	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	遊休農地調査と同時に違反転用の早期発見を行い、未然に防止する。
活動実績	遊休農地調査と同時に違反転用の早期発見を行い、未然に防止を行った。
活動に対する評価	農地パトロール時の確認及びチラシ配布は違反転用防止の効果が見られた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何をを行ったのが等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数： 108件、うち許可 108件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認及び担当農地利用最適化推進委員による現地確認、申請者からの聞き取りを実施している。
	是正措置	
総会等での審議	実施状況	農業委員による現地確認の報告、関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 不許可処分の理由の詳細を説明した件数
	是正措置	
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を作成し、ホームページ及び閲覧により公表している。
	是正措置	
処理期間	実施状況	標準処理期間 申請書受理から 25日 処理期間(平均)
	是正措置	20日

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数： 14件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	複数の農業委員、事務局職員による書類審査及び現地確認を実施している。
	是正措置	
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。
	是正措置	
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を作成し、ホームページ及び閲覧により公表している。
	是正措置	
処理期間	実施状況	標準処理期間 申請書受理から 25日 処理期間(平均)
	是正措置	20日

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	14 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	14 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	1 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容
貸借料情報の調査・提供	調査対象貸借借件数 1,139件 公表時期 平成31年2月
	情報の提供方法: ホームページ掲載
是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	調査対象権利移動等件数 523件 取りまとめ時期 平成31年3月
	情報の提供方法: 統計調査報告
是正措置	
農地台帳の整備	整備対象農地面積 4,950 ha
	データ更新: 権利移動、相続の届出等毎月更新している。 公表:
是正措置	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見) 特になし (対処内容)
農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見) 特になし (対処内容)

※ Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

閲覧

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：山形県
農業委員会名：川西町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	1,344	農業就業者数	1,641	認定農業者	332
自給的農家数	266	女性	669	基本構想水準到達者	83
販売農家数	1,078	40代以下		認定新規就農者	9
主業農家数	286	※ 農林業センサスに基づいて記入。			
準主業農家数	299				
副業的農家数	493				

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	畑			計
	田	普通畑	樹園地	
耕地面積	4,460.0	490.0		4,950.0
経営耕地面積	4,311.0	139.0	18.0	4,450.0
遊休農地面積	0.2	1.1		1.3
農地台帳面積	4,687.7	515.1		5,202.8

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

農業委員数	選挙委員		選任委員		合計
	定数	実数	農協推薦	農協推薦 土地改良推薦 議会推薦	
認定農業者	-				
女性	-				
40代以下	-				

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 3月 18日

農業委員数	農業委員		農地利用最適化推進委員		地区数
	定数	実数	定数	実数	
認定農業者	10	10			
認定農業者に準ずる者	-	7			
女性	-				
40代以下	-				
中立委員	-	1	16	16	7

* 現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,950ha	3,226ha	65.2%
課 題	高齢化が進む中、農地の移動は加速傾向にあるが、米政策の改革により担い手の減少が懸念される。団地化等農地の効率的利用を図るとともに経営改善に向けた取り組みが必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 3,400ha (うち新規集積面積 100ha) 目標設定の考え方: 集積率を概ね68%に設定
活動計画	農地中間管理機構への集積の促進を図る。 川西町人・農地プラン検討会の開催 9月・11月・1月・2月 集積時期 10月・12月・2月・3月

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数 4経営体	29年度新規参入者数 3経営体	30年度新規参入者数 4経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積 12.7ha	29年度新規参入者が取得した農地面積 25.6ha	30年度新規参入者が取得した農地面積 17.1ha
	権利移動を伴う農地の貸借、所有権移転は下限面積30a要件等を満たす必要があり、営農計画の充実が求められる。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

参入目標数	3経営体	参入目標面積	10ha
活動計画	通年: 相談体制を充実させ、関係機関との連携を図り、新規参入に向け支援を行う。 随時: 新規参入者に対する審査会を開催し、営農計画の実効性を審査していく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A) 4,950ha	遊休農地面積(B) 1.3ha	割合(B/A×100) 0.03%
課題	不在地主、未相続農地の取り扱い。遊休農地所有者等への指導の徹底。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目標	遊休農地の解消面積 目標設定の考え方:遊休農地の約40%の解消 0.5ha		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	30人	8月～9月	10月～12月
農地の利用状況調査	①農地利用最適化推進委員による担当地区内の遊休農地の調査・確認する。 ②①の調査内容を事務局で精査し、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに現地確認を行う。		
農地の利用意向調査	調査実施時期:10月～12月 実施時期 調査結果取りまとめ時期 10月～12月 10月～12月		
その他			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A) 4,950ha	違反転用面積(B) 0ha
課題	違反転用につながる不法投棄、目の届きにくい場所の監視	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の活動計画

活動計画	遊休農地調査と同時に違反転用の早期発見を行い、未然に防止する。	
------	---------------------------------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

議第 169 号

農地の権利取得後における下限面積基準の設定について

農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準の検討を行った結果、本町全域の下限面積を従来と同じ30アールにしたいので審議を求めらる。

令和元年6月25日 提出

川西町農業委員会会長 大沼藤一

令和 年 月 日 議決

記

提案理由

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について

農地法施行規則第17条第2項の規定を適用する。

(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針: 現行の下限面積(別断面積)30アールの変更は行わない。

理由: 新たな担い手が農業に参入しやすい環境をつくることで、地域農業の維持及び発展と農地の保全及び有効活用を図るため。

農地法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

農地法施行規則第17条第1項

第1号 設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一と認められること。

第2号 農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。

第3号 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内において定めようとする面積未満の農地を耕作及び養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作及び養畜の事業に供している者の概ね100分の40を下らないように算定されるものであること。

農地法施行規則第17条第2項

前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること。

第1号 当該設定区域内に現に目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をその他適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。

第2号 当該設定区の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第3条第2項第5号に規定する面積未満の農地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

議第 170 号

川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、川西町長より諮問があったので意見を求める。

令和元年6月25日 提出

川西町農業委員会会長 大沼藤一

令和 年 月 日 議決

記

別紙のとおり